

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の国保税の減免等について

新型コロナウイルスの影響により収入が減少する世帯に対し、国保税の減免等を実施します。

1. 国保税の減免制度



●**対象となる世帯** ※裏面のフローチャートをご確認ください。

対象者（1）：新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯。→ **全額免除**

対象者（2）：新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主な生計維持者の令和4年1月以降の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）の減少が見込まれ、次の①～③のすべてに該当する世帯。→ **一部を減免**

- ①世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が前年の事業収入等の額の10分の3以上であること。
- ②世帯の主たる生計維持者の前年合計所得額が1,000万円以下であること。
- ③減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

※非自発的失業者（会社都合退職の事由として雇用保険を受給される方）に該当する方は、現行の非自発的失業者の保険税の軽減制度が適用されるため、対象とはなりません。

（☞非自発的失業者の軽減制度については、裏面をご覧ください。）

●**対象となる国保税**

令和4年4月1日～令和5年3月31日までの間に納期限がある令和4年度課税分

●**申請期間**

令和4年度課税：納税通知書が到達した日から令和4年10月30日まで又は減免を受けようとする期別の納期限7日前まで。

※普通徴収の1期～4期は10月31日まで。5期以降は納期限の7日前までとなります。

●減免の算定方法

対象者（１）：全額免除

対象者（２）：【表１】で算出した対象保険税額に、【表２】の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

＜減免額算出式＞ $(A \times B / C) \times \text{減免の割合}$

【表１】

対象保険税額 = $A \times B / C$
A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額。
B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額。（減少することが見込まれる事業収入等が２以上ある場合はその合計額）
C：世帯の主たる生計維持者及び世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

※BまたはCの額が０円以下の場合、減免に該当しません。

【表２】

前年の合計所得金額	減免の割合
３００万円以下であるとき	全部
４００万円以下であるとき	１０分の８
５５０万円以下であるとき	１０分の６
７５０万円以下であるとき	１０分の４
１，０００万円以下であるとき	１０分の２

※世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全部を免除します。

申請方法は裏面をご覧ください。審査にあたり、担当職員が電話で内容確認や追加資料の提出依頼を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。



(「新型コロナウイルス感染症にかかる国保税の減免」の続き)

●申請手続きについて ※申請書は竹富町 HP、役場窓口、出張所にて取得できます。

下記の書類を健康づくり課窓口あるいは出張所へ提出してください。(郵送申請可)

対象者(1)に該当する世帯

- ・新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税減免申請書
- ・新型コロナウイルス感染症の、り患を証明する書類(医師の診断書等)

対象者(2)に該当する世帯

- ・新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税減免申請書
- ・同意書
- ・事業収入や給与等の減少がわかる書類



2. 非自発的失業者の保険税軽減制度

倒産や解雇などによりやむを得ず離職された方(非自発的失業者)について、一定期間保険税を軽減する制度です。

離職時点で 65歳未満の非自発的失業者(雇用保険受給資格者証の離職理由欄のコードが、11・12・21・22・23・31・32・33・34の方) が対象となり、軽減期間は、離職の翌日から年度末までです。前年の給与所得を $30/100$ として、保険税が算定されます。

申請の際には、「非自発的失業者に係る軽減措置申告書」(竹富町 HP・役場窓口・出張所で取得可)、雇用保険受給資格者証(写し)の提出をお願いします。

3. 徴収猶予の特例制度

新型コロナウイルス感染症の影響により相当の収入減があり、国保税の納付が困難な状況になった場合は、申請していただくことにより国保税の各納期限から1年間徴収の猶予を受けることができます。

新型コロナウイルスの影響により、前年同期と比べ収入が20%以上減少しており、一時的に納税を行うことが困難な方が対象となります。

申請の際には、「特例徴収猶予申請書」及び事業収入や給与等の減少がわかる書類の提出が必要となります。詳細は健康づくり課・国保係までお問合せください。

※本制度は、納付義務が免除されるものではありません。

問い合わせ先：竹富町役場 健康づくり課 国保係 TEL：82-7519